

## 射水市役所本庁舎食堂運営及び自動販売機設置運営事業者募集について

射水市役所本庁舎において、食堂及び自動販売機設置を併せて運営する事業者について、次のとおりプロポーザル方式により募集しますので、参加を希望される方は、次の要領により手続を行ってください。

令和7年8月29日

射水市長 夏野元志



### 1 募集事業の概要

#### (1) 概要

本市が指定する本庁舎の一部において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産である建物の一部を賃貸する定期建物賃貸借契約を事業者と締結し、事業者は食堂及び自動販売機設置の運営を行う。

#### (2) 設置場所

射水市新開発410番地1（大島中央公園東側隣接地）

#### (3) 食堂

厨房諸室 約49㎡

市民開放スペース 約143㎡（共用）、座席数50席程度

#### (4) 自動販売機

1階市民開放スペース横、3・4階リフレッシュ・コーナーに7台程度設置可能

※設置台数は提案台数を踏まえて協議する。

#### (5) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※食堂の開設に伴う設備の設置、開店準備若しくは閉店に伴う原状回復又は自動販売機の設置若しくは撤去に要する期間について、貸付期間に含むこととする。

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公共施設又は民間事業所等において飲食物提供を行った事業の実績があること。
- (3) 過去1年間に法令に基づく営業停止処分等を受けたことがないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）及びこれらに類する団体でないこと。
- (7) 法人の場合は、富山県内に本店、支店又は営業所を有すること。個人の場合富山県内に居住し業を営んでいること。
- (8) 本市の納税義務者である場合は、市税を滞納していないこと。

### 3 事業者選定方法等

本市の職員で構成する射水市役所本庁舎食堂運営及び自動販売機設置運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、企画提案書の評価項目に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえて総合的に審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者に決定する。

### 4 募集のスケジュール

令和7年 8月29日（金）	事業者公募の公告
令和7年 9月19日（金）	質問票提出期限
令和7年 9月30日（火）	質問票の回答
令和7年10月14日（火）	参加表明書提出期限
令和7年10月31日（金）	企画提案書提出期限
令和7年11月下旬（予定）	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和7年12月中旬	選定結果通知

### 5 手続等

- (1) 本市担当部署

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市役所

財務管理部防災・資産管理課管財係（本庁舎4階）

電話：0766-51-6617

ファックス：0766-51-6650

電子メールアドレス：shisankanri@city.imizu.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.imizu.toyama.jp/>

(2) 募集要項の交付

募集要項の交付期間に本市担当部署において交付する。また、市ホームページからダウンロードすることもできる。

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時00分まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 提出方法

質問票（様式1）に記載のうえ、持参、郵送、ファックス又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ファックス：0766-51-6650

電子メールアドレス：shisankanri@city.imizu.lg.jp

ウ 回答方法

回答は、令和7年9月30日（火）までに質問票提出者全員にファックス又は電子メールの添付ファイルにより送付するとともに、市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書（様式2）及び該当する提出書類を令和7年10月14日（火）午後5時00分までに、本市担当部署まで持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期間

令和7年10月14日（火）から10月31日（金）まで

（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出時間

午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送により本市担当部署へ提出すること。

エ 提出部数（1部）

PDFデータを防災・資産管理課の課メールへ送付するか持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

オ 提出書類

① 企画提案書表紙（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

カ その他

詳細は、本事業の募集要項による。

6 プレゼンテーション・ヒアリング

企画提案書を提出した事業者に対して、提案内容を評価するためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、詳細は本事業の募集要項による。

7 運営事業者の決定及び公表

(1) 運営事業者の決定方法

委員会の審査結果において、評価点数の最も高い事業者を最優秀提案者とし、次点の事業者を優秀提案者とする。

(2) 審査結果の公表

委員会の審査結果は、本プロポーザルに参加したすべての事業者に文書で通知するとともに、本市のホームページ上で公表する。

8 その他

公募に係る詳細は、本事業の募集要項及び仕様書による。